

大分市産農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市産農林水産物の活用を促進し、及びそれらの魅力を発信するため、中食、外食等に係るサービスを提供する店舗等(以下「店舗等」という。)における大分市産農林水産物を活用した催事の開催について交付する大分市産農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、大分市補助金等交付規則(昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、店舗等における催事(次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。)の開催とする。

- (1) 市長が別に定める「中食・外食」等活用推進品目(以下「推進品目」という。)を活用するものであること。
- (2) 不特定多数の消費者を対象とするものであること。
- (3) 常設の店舗等(仮設又は臨時の店舗等その他の設置が恒常的でない店舗等を除いた店舗等をいう。)で開催されるものであること。
- (4) その内容が、市長が別に定めるところにより、本市又は推進品目の魅力を発信するものであると認められるものであること。
- (5) 店休日を含む連続した開催期間が14日以上62日以下のものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する催事については、補助

の対象としない。

- (1) その内容が過去に補助金の交付を受けた催事と同様であるもの
- (2) その内容が公序良俗に反すると認められるもの
- (3) その内容が政治的又は宗教的な普及宣伝活動であると認められるもの
- (4) その他補助の対象とすることが適当でないと認められるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を主催者として実施する者（補助対象事業を共催で実施する場合にあっては、共催者のうちいずれか一者）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助の対象としない。

- (1) 市区町村税を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者
 - ア 公序良俗に反する事業
 - イ その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

(1) 補助対象事業に要する経費であると明確に判断し、又は区分することができない経費

(2) 補助金の交付の決定の日前に発生し、又は第9条第1項の規定による報告の日までに支払が完了していない経費

(3) 支払金額が証拠書類等によって確認できない経費

(4) 国、県その他機関から補助金と同様の趣旨の補助等を受けている経費
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、別表に上限額として掲げる額を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市産農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 消費税課税事業者届出書

- (4) 3月以内に発行された市区町村税の完納証明書の写し
- (5) 3月以内に発行された法人登記事項証明書の写し（申請者が法人である場合に限る。）
- (6) 規約等（申請者が任意団体である場合に限る。）
- (7) 暴力団の排除に係る誓約書
- (8) 大分市産農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業に係る誓約書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に5分の4を乗じて得た金額（その額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、大分市産農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に

通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(変更の申請等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、大分市産農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業変更承認申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その変更を承認し、大分市産農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業変更承認通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大分市産農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 消費税課税事業者届出書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の規定による報告をするに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金の額から減額して報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大分市産農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市産農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後に消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（第9条第2項の規定による減額をした場合は、その減じた額を上回る部分の額）を大分市産農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業補助金消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第8号）により速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

（公表）

第13条 市長は、補助事業者と協議の上、補助事業の内容を公表することができる。

（検査）

第14条 市長は、補助金の適正な交付及び執行を確保するため、補助事業の内容、事業実績等について検査することができる。

（書類の整備）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経費の支出を明らかにした書類及び帳簿を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

補助対象 経費	内 容	上限額
広報費	新聞、雑誌、インターネット等への広告に要する費用	300,000 円
委託費	チラシ、ポスター等の印刷物の作成（デザインを含む。）の委託に要する費用	
	ポップ、幟等の販促資材の作成（デザインを含む。）の委託に要する費用	
	食品表示に必要な成分分析、細菌検査等及び食品表示の作成の委託に要する費用	
その他	上記以外の経費で市長が必要と認めるもの	